

ひらかた資源循環プラットフォーム事業提案要領

令和6年6月21日制定

令和7年12月25日改訂

1. はじめに（事業提案とは）

枚方市における廃棄物の減量、資源の循環につながる事業を共に創出することを目的として設置している「ひらかた資源循環プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）では、プラットフォーム登録事業者（以下「事業者」という。）より上記の目的達成に繋がる事業のご提案を常時募集しています。

2. 事業提案までの流れ（「4. 注意事項」をご了承いただいたうえで登録、提案をお願いいたします。）

（1）プラットフォームへの登録 ※常時受付

下記の登録フォームに必要事項を入力してください。

「登録フォーム」<https://logoform.jp/form/H276/1168318>



（2）事業提案の申し込み ※常時受付

プラットフォームに登録済みの事業者は下記の事業提案フォームよりお申し込みください。

「事業提案フォーム」<https://logoform.jp/form/H276/1200584>



⇒提案内容については、実施の可能性について提案者と協議の上、内容審査を進めていきます。

3. 「協力」について

プラットフォームにおける「協力」は提案いただいた事業に対して、市がその趣旨に賛同し、提案内容に応じて①事業の周知、②協力名義の使用、③物品・場所の借用等を行うことを言います。全ての「協力」は、経費又は人的負担を伴いません。

◆単体事業者または民民連携による複数事業者で行う事業

①事業の周知 → 「事業提案フォーム」にて申込み

②協力名義の使用 → 「事業提案フォーム」にて申込み + 以下の様式を提出

・協力名義使用承認申込書（様式第1号）・協力名義使用事業報告書（様式第2号）

（次の3点は事業者の独自様式）・事業の実施要領・収支予算書・主催者の会則

◆民民連携による複数事業者で行う事業

③物品・場所の借用 → 「事業提案フォーム」にてお申込み + 以下の様式を提出

○土地の借用の場合

・枚方市行政財産使用許可申請書（様式第3号）・枚方市行政財産使用料減免申請書（様式第4号）

○物品借用の場合

・物品借用誓約書（様式第5号）

※事業の内容や実施についての責任は、基本的に主催者である事業者にあり、当該事業内でケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、市は一切の責任を負いません。ただし、市が協力するにあたつ

て、安全管理等の見地から必要と認められる場合には、プログラム内容変更のお願いや、何らかの条件を付したりすることもあります。

4. 注意事項

プラットフォームに事業提案いただく場合は、以下の事項についてご確認いただきますようお願いします。なお、以下の事項及び、記載外の事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 個人(個人で事業を営む方を除く)からの提案はできません。
- 2 次に該当する場合には提案はできません。
 - (1)法令や公序良俗に反する場合
 - (2)本市の施策や規程等に反する、又は抵触する場合
 - (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者に該当する場合
 - (4)政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
 - (5)登録費等を徴収する事業にあってはその費用が事業の規模や内容に不適正な額である場合、又は営利を主たる目的とする場合
 - (6)特定の会員等のみを対象とし、一般に公開されていない事業であり、会員の勧誘を目的とする場合
 - (7)上記のほか、公共性、公平性に問題がある等、枚方市が提案を受付できないと判断した場合
- 3 提案内容や提案受付後の検討、調整、実施にいたる過程で上記1、2の事実が判明した場合、又は、その他の諸事情により、提案者との調整を行わないことがあります。
- 4 提案に関する内容の審査、及び府内外の関係者との調整については、提案内容によっては時間を要することがありますのでご了解ください。
- 5 提案いただいた内容は、実現を確約するものではありません。また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。
- 6 提案は、提案者と本市での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、本市が提案への対応(検討、調整等)や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- 7 提案内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案への対応に係る一切の費用、提案によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 8 提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。
- 9 提案内容は、本市の関係する部署へ情報共有させていただきます。

＜問い合わせ＞

枚方市 環境部 循環型社会推進課

TEL:072-807-6211 / FAX:072-849-6645

Mail : junkansuishin@city.hirakata.osaka.jp